



令和7年5月22日

担当課	上・工業用水道管理課
担当者	西、原、塚田
電話	073-472-3913 073-471-6950 (水質)
内線	7262 7249 (水質)

本市水道水における PFOS 及び PFOA の検査結果について

最新(令和7年5月12日)の検査結果は、全浄水場において 5ng/L未満でした。

有機フッ素化合物 (PFAS) のうち、健康への影響が懸念されているPFOS及びPFOAについては、本市の水道水の検査結果において、国の定める暫定目標値を大きく下回り、安全性は確保されていますので報告いたします。

また、検査結果につきましては、企業局ホームページのお知らせに「水道水における有機フッ素化合物 (PFAS) について」として随時更新し掲載しています。

1 本市における検査について

PFASのうちPFOS及びPFOAについて、令和2年4月1日に水質管理目標設定項目へと位置づけられ、PFOS及びPFOAの合計として1リットル当たり50ナノグラム (50ng/L) 以下とする目標値 (暫定) が設定されました。

それに伴い、令和2年度以降、加納浄水場、出島浄水場及び滝畑浄水場において、それぞれ年4回検査を行っています。

2 各浄水場の PFOS 及び PFOA の検査結果について

(ng/L)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	5/11	8/4	11/9	3/8	5/10	8/3	11/8	3/7	5/16	8/1	11/14	3/6	5/15	8/7	11/13	3/4	5/13	8/6	11/11	3/3	5/12	8月	11月	3月
加納浄水場	<5	<5	<5	<5	<5	5	<5	<5	<5	<5	6	<5	<5	7	<5	<5	<5	6	<5	<5	<5		実施予定	
出島浄水場	<5	<5	<5	<5	<5	7	<5	<5	<5	<5	7	<5	<5	10	<5	<5	<5	6	<5	<5	<5			
滝畑浄水場	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5			

※環境省の定める浄水の水質管理目標値：PFOS及びPFOAの合計値 50ng/L以下 (暫定)

<5の表示は分析機器の測定限界を下回っている(0~5ng/L未満の範囲)ことを表す。

○浄水場配置図

